

東大阪市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年８月１０日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 東大阪市立男女共同参画センター条例施行規則（平成 1 5 年東大阪市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 1 中「同表中「3 月前」とあるのは「4 月前」と、「4 月前」とあるのは「5 月前」と、「6 月前」とあるのは「7 月前」と、「7 月前」とあるのは「8 月前」を「同表第 1 号及び第 2 号中「7 月前」とあるのは「8 月前」と、「6 月前」とあるのは「7 月前」と、「2 日」とあるのは「2 日から 2 0 日まで及び使用日の 6 月前の日の属する月の 2 日」と、同表第 3 号及び第 4 号中「4 月前」とあるのは「5 月前」と、「3 月前」とあるのは「4 月前」に改め、同表中備考 5 を備考 6 とし、備考 4 の次に次のように加える。

- 5 抽選の申込みがあった施設であって、当該申込みに係る当選者専用使用許可申請受付期間に当該申込みに係る専用使用の許可の申請がなかった場合における当該施設の先着順専用使用許可申請受付期間の始期は、この表の規定にかかわらず、当選者専用使用許可申請受付期間の末日の翌日（当該日が休館日に当たるときは、当該日後の直近の休館日でない日）とする。

第 2 条 東大阪市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 1 中「あるのは「4 月前」と」の次に「、「2 日」とあるのは「2 日から 2 0 日まで及び使用日の 3 月前の日の属する月の 2 日」と」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 2 1 日から施行する。ただし、第 1 条中東大阪市立男女共同参画センター条例施行規則別表第 1 の改正規定（同表中備考 5 を備考 6 とし、備考 4 の次に次のように加える部分に限る。）は公布の日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は同年 1 1 月 2 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東大阪市立男女共同参画センター条例施行規則別表第 1 備考 1 の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後のセンターの施設の専用使用について適用し、同日前のセンターの施設の専用使用については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の東大阪市立男女共同参画センター条例施行規則別表第1
備考1の規定は、令和9年4月1日以後のセンターの施設の専用使用について適用し、
同日前のセンターの施設の専用使用については、なお従前の例による。